

# 愛知県立大学大学院学則

## 目次

### 第1章 総則(第1条—第3条)

### 第2章 課程、研究科、専攻及び収容定員(第4条—第6条)

### 第3章 職員組織(第7条—第11条)

### 第4章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日(第12条—第14条)

### 第5章 入学、留学、休学、退学、転学及び除籍(第15条—第23条)

### 第6章 授業科目、単位数及び履修方法(第24条—第31条)

### 第7章 課程の修了及び学位(第32条・第33条)

### 第8章 入学検定料、入学料及び授業料(第34条—第37条)

### 第9章 賞罰(第38条)

### 第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生等(第39条—第44条)

### 第11章 受託研究及び共同研究(第45条・第46条)

### 第12章 補則(第47条)

### 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 愛知県立大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、優れた研究者及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、地域社会及び国際社会の文化の発展に寄与することを目的とする。

### (自己点検等)

第2条 大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

3 前2項の点検、評価及び公表に関し必要な事項は、別に定める。

### (教育研究上の目的の公表等)

第3条 第5条に規定する各研究科は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

## 第2章 課程、研究科、専攻及び収容定員

### (課程)

第4条 大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分

し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程は、学部における一般的かつ専門的教育の基礎の上に更に広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うものとする。

4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

### (研究科及び専攻)

第5条 大学院に次の研究科を置く。

- (1) 国際文化研究科
- (2) 人間発達学研究科
- (3) 看護学研究科
- (4) 情報科学研究科

2 各研究科の専攻及び課程は、別表第1のとおりとする。  
(収容定員)

第6条 各研究科の入学定員及び収容定員は、別表第2のとおりとする。

## 第3章 職員組織

### (職員)

第7条 大学院の職員は、次のとおりとし、愛知県立大学の職員をもって充てる。

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

技術職員

その他の職員

### (研究科長)

第8条 研究科に研究科長を置き、研究科の授業を担当する教授をもって充てる。

### (研究科会議)

第9条 研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議の構成は、各研究科会議規程の定めるところによる。

3 研究科会議が必要と認めるときは、その構成員以外の者が、これに出席して意見を述べることができる。

4 研究科会議は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了

- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 研究科会議は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じて意見を述べることができる。

（委任）

**第10条** 研究科会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（専攻会議）

**第11条** 専攻の運営に関する事項を審議するため、研究科会議に専攻ごとの専攻会議をおくことができる。

2 専攻会議の構成、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

（修業年限）

**第12条** 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 各研究科は、学生が職業を有している等の事情により、博士課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その標準修業年限の2倍の期間を限度として、長期的な履修を許可することができる。

（在学期間）

**第13条** 博士前期課程の在学期間は、4年を超えることができない。

2 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることができない。

（学年等に係る大学学則の準用）

**第14条** 愛知県立大学学則（以下「大学学則」という。）

第16条から第18条までの規定は、大学院の学年、学期及び休業日について準用する。

#### 第5章 入学、留学、休学、退学、転学及び除籍

（入学資格）

**第15条** 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものを受けたものに限る。）において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(10) 次のいずれかに該当する者であって、大学院において、愛知県立大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

ア 大学に3年以上在学した者

イ 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

エ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間

の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの  
(入学時期等に係る大学学則の準用)

**第16条** 大学学則第19条及び第21条から第25条並びに第27条から第32条までの規定は、大学院の入学時期、入学願、入学者の選考、入学の許可、入学手続、入学許可の取消し、留学、休学、休学期間、復学、退学及び転学について準用する。この場合において、大学学則第21条、第22条及び第24条第1項中「本学」とあるのは「大学院」と、大学学則第27条第1項中「大学又は短期大学との」とあるのは「大学との」と、「又は短期大学の」とあるのは「に置かれる大学院の」と、同条第2項中「又は短期大学」とあるのは「に置かれる大学院」と、大学学則第29条第2項中「通算して4年」とあるのは「博士前期課程にあっては通算して2年、博士後期課程にあっては通算して3年」と、大学学則第32条中「大学」とあるのは「大学に置かれる大学院」と読み替えるものとする。

(除籍)

**第17条** 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して、除籍をすることができる。

- (1) 博士前期課程において2年の休学期間を経過した者
- (2) 博士前期課程において4年の在学期間を経過した者
- (3) 博士後期課程において3年の休学期間を経過した者
- (4) 博士後期課程において6年の在学期間を経過した者
- (5) 正当な理由なしに、授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (6) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(再入学)

**第18条** 次の各号に掲げる者は、同一研究科に再入学しようとするときは、再入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を得なければならない。

- (1) 第16条において準用する大学学則第31条の規定により退学した者
  - (2) 前条第1号又は第3号の規定により除籍された者
  - (3) 前条第5号の規定により除籍された者で、除籍の日から1年以内に未納の授業料を納付したもの
- 2 前項の許可は、当該研究科会議の選考を経て行う。
  - 3 再入学の出願は、退学又は除籍の日から2年以内限り、提出することができる。

(転入学)

**第19条** 他の大学に置かれる大学院から転入学しようとする者は、転入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を得なければならない。

- 2 前項の許可は、当該研究科会議の選考を経て行う。
- 3 転入学願には、現に在学する大学院を置く大学の学長の承諾書を添付しなければならない。

(既に修得した授業科目の取扱い)

**第20条** 前2条の規定により再入学又は転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限並びに在学年数については、研究科会議において定める。

(入学前の既修得単位の認定)

**第21条** 他の大学に置かれる大学院（外国の大学に置かれる大学院を含む。以下この項において同じ。）の課程を修了し、若しくは中途退学した者又は大学院若しくは他の大学に置かれる大学院において科目等履修生であった者が新たに大学院の第1年次に入学した場合におけるその者の既に修得した授業科目の単位については、教育上有益と認めるときは、大学院において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定による単位の認定は、合計15単位を超えない範囲で、大学院の各研究科において行う。

(休学による留学)

**第22条** 学長は、教育上有益と認めるときは、大学学則第27条の準用により外国の大学に置かれる大学院へ留学しようとする学生に対して、休学を認めることができる。

- 2 学生は、前項による休学を必要とするときは、休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

(再入学等に係る大学学則の準用)

**第23条** 大学学則第24条及び第25条の規定は、大学院の再入学及び転入学に係る入学手続及び入学許可の取消しについて準用する。この場合において、大学学則第24条第1項中「本学」とあるのは、「大学院」と読み替えるものとする。

## 第6章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業科目、単位数及び履修方法)

**第24条** 各研究科の専攻及び課程における授業科目、単位数、履修方法は、別表第3のとおりとする。

- 2 単位の計算方法は、別に定める。

(授業の方法)

**第24条の2** 大学学則第44条の2の規定は、大学院の授業の方法について準用する。

(教育方法の特例)

**第25条** 国際文化研究科、人間発達学研究科及び看護学研究科においては、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の規定により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(指導教授の指導)

**第26条** 学生は、履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教授の指導を受けなければならない。

(学部の授業科目の履修)

**第27条** 各研究科の博士前期課程の学生は、指導教員が教育上有益と認め、かつ、当該授業科目の担当教員が承認するときは、学部において開設する授業科目を履修することができる。

(免許及び資格)

**第28条** 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に係る

事項は、別に定める。

- 2 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)に係る事項は、別に定める。
- 3 前2項の免許及び資格の取得に必要な授業科目及び単位数は、別に定める。

(教員免許、保健師及び助産師の資格以外の免許及び資格)

**第29条** 前条の免許及び資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。

(単位修得の認定に係る大学学則の準用)

**第30条** 大学学則第48条の規定は、大学院の単位修得の認定について準用する。この場合において、同条第3項中「各学部履修規程」とあるのは、「各研究科履修規程」と読み替えるものとする。

(他の大学院の授業科目の履修に係る大学学則の準用)

**第31条** 大学学則第47条第1項及び第3項並びに第49条第1項、第2項及び第4項の規定は、学生が他の大学に置かれる大学院(外国の大学に置かれる大学院を含む。第41条第1項において同じ。)の授業科目を履修する場合について準用する。この場合において、大学学則第47条第1項中「他の大学又は短期大学」とあるのは「他の大学」と、「当該大学又は短期大学」とあるのは「当該他の大学に置かれる大学院」と、同条第3項中「若しくは短期大学」とあるのは「に置かれる大学院」と、「他大学等授業科目履修願」とあるのは「他大学院授業科目履修願」と、第49条第1項中「又は短期大学」とあるのは「に置かれる大学院」と、「本学」とあるのは「大学院」と、同条第2項中「又は短期大学」とあるのは「に置かれる大学院」と、「本学」とあるのは「大学院」と、同条第4項中「合計60単位」とあるのは「合計20単位」と、「各学部」とあるのは「大学院の各研究科」と読み替えるものとする。

- 2 前項に定める大学学則第49条の準用による単位の修得の認定は、同条第1項及び第2項の各々について合計15単位を超えない範囲で、大学院の各研究科において行う。

## 第7章 課程の修了及び学位

(博士前期課程の修了及び学位)

**第32条** 博士前期課程に2年(優れた業績を上げた者については、1年)以上在学して、所定の授業科目を履修し、その単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士前期課程を修了したものとする。ただし、入学前に本学及び他の大学院において修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限り)を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるものについては、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。

- 2 博士前期課程の目的に応じ各研究科会議が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。

- 3 学長は、博士前期課程を修了した者に修士の学位を授与する。

(博士後期課程の修了及び学位)

**第33条** 博士後期課程に3年(優れた業績を上げた者については、1年)以上在学して、所定の授業科目を履修し、その単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学院及び他の大学に置かれる大学院において、優れた業績を上げて1年以上の在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した博士後期課程の学生については、前項中「1年」とあるのは「3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えるものとする。
- 3 学長は、博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。
- 4 博士後期課程を修了した者以外の者で、博士の学位論文審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者には、博士の学位を授与する。
- 5 博士後期課程に在学する者以外の者が学位論文審査を受けようとする場合は、指定の期日までに、学位申請書及び所定の書類に学位論文及び本学所定の学位論文審査手数料を添えて学長に提出しなければならない。

## 第8章 入学検定料、入学料及び授業料

(入学検定料、入学料及び授業料の額)

**第34条** 入学検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。(授業料の納付)

**第35条** 授業料は、前期及び後期の区分により納付しなければならない。

- 2 納付期限は、別に定める。
- 3 休学、復学、退学及び除籍した場合の授業料納付の取扱いについては、別に定める。(入学検定料等の不還付)

**第36条** 納付された入学検定料、入学料及び授業料は、別に定める場合を除き、還付しない。(入学料及び授業料の減免等)

**第37条** 入学料及び授業料の減免、猶予については、別に定める。

## 第9章 賞 罰

(表彰等に係る大学学則の準用)

**第38条** 大学学則第56条及び第57条の規定は、大学院の学生に対する表彰及び懲戒について準用する。この場合において、大学学則第57条第1項及び第3項第4号中「本学」とあるのは、「大学院」と読み替えるものとする。

## 第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生等

(科目等履修生)

**第39条** 大学院において一又は複数の授業科目を履修して

単位を修得しようとする者があるときは、学長は、各研究科会議の選考を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学しようとする者は、願書に授業科目及び期間を記載し、履歴書その他学長が必要と認める書類を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。

3 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料を納付しなければならない。

4 科目等履修生の授業料は、入学の許可を受けた日後10日以内に本学所定の額の全額を納付しなければならない。

5 科目等履修生については、本条に定めるもののほか、大学院学生に関する規定を準用する

(聴講生)

**第40条** 大学院において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、学長は、各研究科会議の選考を経て、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生については、本条に定めるもののほか、大学院科目等履修生に関する規定を準用する。

(特別聴講学生)

**第41条** 学長は、他の大学との協議に基づき、当該他の大学に置かれる大学院の学生で、大学院の授業科目を履修しようとする者を、研究科会議の選考を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 前項の特別聴講学生の入学検定料、入学料及び授業料については、他の大学との間の協定により、納入を要しないものと認められる者については、不徴収とする。

3 特別聴講学生については、本条に定めるもののほか、大学院科目等履修生に関する規定を準用する。

(研究生)

**第42条** 大学院において特別の事項について研究しようとする者があるときは、学長は研究科会議の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学しようとする者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書を添えて、学長に提出し、その他必要な本学所定の手続きを終えなければならない。

3 研究生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料を納付しなければならない。

4 研究生の授業料は、3月ごとに、当該期間に相当する本学所定の額を当初の月に納付しなければならない。

5 研究生として入学を許可された者が、第3項に定める入学料を納付しないときは、学長は、入学の許可を取り消すことができる。

6 研究生については、本条に定めるもののほか、大学院学生に関する規定を準用する。

(研修員)

**第43条** 大学その他の団体の委託により、大学院において特別の事項について研修しようとする者があるときは、学長は、研究科会議の選考を経て、研修員として研修の許可をすることができる。

2 研修員を委託しようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 研修願

(2) 本人の最終学校の卒業証明書

(3) 本人の履歴書

(4) その他学長が必要と認める書類

3 研修員の研修の許可は、毎学期の始めに行う。ただし、特別の理由のある者は、この限りではない。

4 研修員として研修の許可を受けた者は、許可を受けた日後10日以内に本学所定の研修料の全額を納付しなければならない。

(客員共同研究員)

**第44条** 学外の学術研究者との交流を図ることにより、学術研究の進展に寄与するため、大学院において専門的かつ高度の共同研究に従事しようとする者を客員共同研究員として受け入れることができる。

2 客員共同研究員に関し必要な事項は、学長が定める。

## 第11章 受託研究及び共同研究

(受託研究)

**第45条** 大学院は、学術研究の進展に寄与するため、受託研究を行うことができる。

2 受託研究に関する事項は、別に定める。

(共同研究)

**第46条** 大学院は、学術研究の進展に寄与するため、民間等外部の機関と共同研究を行うことができる。

2 共同研究に関する事項は、別に定める。

## 第12章 補則

(補足)

**第47条** この規則を実施するため必要な事項は、学長が定める。

## 附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に本学の開業準備行為として行った平成21年度の入学者に係る選考、入学手続きについては、この規則の相当規定に基づいて行った選考、入学手続等とみなす。

3 第6条の規定にかかわらず、平成21年度、平成22年度及び平成23年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻名		収容定員		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
国際文化研究科	国際文化専攻	博士前期	15人	30人	30人
		博士後期	3人	6人	9人
	日本文化専攻	博士前期	5人	10人	10人
		博士後期	2人	4人	6人
人間発達学研究科	人間発達学専攻	修士課程	7人	14人	14人
看護学研究科	看護学専攻	博士前期	21人	42人	42人
		博士後期	4人	8人	12人
情報科学研究科	情報システム専攻	博士前期	10人	20人	20人
	メディア情報専攻	博士前期	10人	20人	20人
	システム科学専攻	博士前期	10人	20人	20人
	情報科学専攻	博士後期	5人	10人	15人
合計			92人	184人	198人

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 第12条第3項に定める長期履修制度は、平成21年4月1日に入学した者から適用する。

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の愛知県立大学大学院学則は平成23年度入学者から適用し、平成23年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 改正後の別表第3（第24条第1項関係）1国際文化研究科及び2人間発達学研究科人間発達学専攻（博士前期課程）の規定は平成23年度入学者から適用し、平成23年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学または転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。
- 第6条の規定にかかわらず、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻名		収容定員		
			平成23年度	平成24年度	平成25年度
国際文化研究科	国際文化専攻	博士前期	30人	30人	30人
		博士後期	9人	9人	9人
	日本文化専攻	博士前期	10人	10人	10人
		博士後期	6人	6人	6人
人間発達学研究科	人間発達学専攻	博士前期	17人	20人	20人
		博士後期	3人	6人	9人
看護学研究科	看護学専攻	博士前期	42人	42人	42人
		博士後期	12人	12人	12人
情報科学研究科	情報システム専攻	博士前期	20人	20人	20人
	メディア情報専攻	博士前期	20人	20人	20人
	システム科学専攻	博士前期	20人	20人	20人
	情報科学専攻	博士後期	15人	15人	15人
合計			204人	210人	213人

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第24条第1項関係）1国際文化研究科、2人間発達学研究科人間発達学専攻（博士前期課程）、3看護学研究科看護学専攻ア博士前期課程及び4情報科学研究科情報システム専攻（博士前期課程）、メディア情報専攻（博士前期課程）、システム科学専攻（博士前期課程）及び情報科学専攻（博士後期課程）の規定は、平成24年度の入学生から適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第24条第1項関係）1国際文化研究科、(1)国際文化専攻及び(2)日本文化専攻ア博士前期課程並びに2人間発達学研究科人間発達学専攻（博士前期課程）の規定は、平成25年度の入学者から適用し、平成25年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第3(第24条第1項関係)1国際文化研究科、2人間発達学研究科人間発達学専攻ア博士前期課程及び看護学研究科看護学専攻ア博士前期課程の規定は、平成26年度の入学者から適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

**附 則**

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定にかかわらず、平成27年度の国際文化研究科国際文化専攻博士前期課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名		収容定員 (平成27年度)
国際文化研究科	国際文化専攻	博士前期	25人
		博士後期	9人

3 改正後の別表第3(第24条第1項関係)1国際文化研究科(1)国際文化専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程及び(2)日本文化専攻ア博士前期課程並びに2人間発達学研究科の規定は、平成27年度の入学者から適用し、平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

**附 則**

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3(第24条第1項関係)1国際文化研究科(2)日本文化専攻、2人間発達学研究科並びに3看護学研究科(1)看護学専攻イ博士後期課程の規定は、平成28年度の入学者から適用し、平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

**附 則**

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定にかかわらず、平成29年度および平成30年度の情報科学研究科情報科学専攻博士後期課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名		収容定員	
			平成29年度	平成30年度
情報科学研究科	情報科学専攻	博士後期課程	13	11

**附 則**

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の1国際文化研究科(1)国際文化専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程、(2)日本文化専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程、2人間発達学研究科(1)人間発達

学専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程、3看護学研究科(1)看護学専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程、4情報科学研究科(1)情報システム専攻ア博士前期課程、(2)メディア情報専攻ア博士前期課程、(3)システム科学専攻ア博士前期課程、(4)情報科学専攻ア博士後期課程の規定は、平成29年度の入学者から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

**附 則**

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の1国際文化研究科(1)国際文化専攻イ博士後期課程、(2)日本文化専攻ア博士前期課程、2人間発達学研究科(1)人間発達学専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程並びに4情報科学研究科(4)情報科学専攻ア博士後期課程の規定は、平成30年度の入学者から適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

**附 則**

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3(第24条第1項関係)1国際文化研究科(1)国際文化専攻イ博士後期課程、(2)日本文化専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程並びに3看護学研究科(1)看護学専攻ア博士前期課程の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

**附 則**

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3(第24条第1項関係)2人間発達学研究科(1)人間発達学専攻イ博士後期課程並びに3看護学研究科(1)看護学専攻ア博士前期課程の規定は、令和2年度の入学者から適用し、令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

**附 則**

この規則は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、令和2年6月30日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3(第24条第1項関係)1国際文化研究科(1)国際文化専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程、(2)日本文化専攻ア博士前期課程、2人間発達学研究科(1)人間発達学専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程、3看護学研究科(1)看護学専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程並びに4情報科学研究科(1)情報システム専攻ア博士前期課程、(3)システム科学専攻ア博士前期課程の規定は、令和3年度の入学生から適用し、令和3年3月31日に在

学するものについては、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

**附 則**

この規則は、令和3年9月22日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3（第24条第1項関係）1 国際文化研究科
  - (1) 国際文化専攻 ア 博士前期課程、(2) 日本文化専攻 ア 博士前期課程、イ 博士後期課程、2 人間発達学研究科 (1) 人間発達学専攻 ア 博士前期課程、イ 博士後期課程並びに3 看護学研究科 (1) 看護学専攻 ア 博士前期課程の規定は、令和4年度の入学者から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

**附 則**

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3（第24条第1項関係）1 国際文化研究科
  - (2) 日本文化専攻 イ 博士後期課程並びに2 人間発達学研究科 (1) 人間発達学専攻 ア 博士前期課程、イ 博士後期課程の規定は、令和5年度の入学者から適用し、令和5年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

**附 則**

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3（第24条第1項関係）1 国際文化研究科
  - (1) 国際文化専攻 ア 博士前期課程、(2) 日本文化専攻 ア 博士前期課程、2 人間発達学研究科 (1) 人間発達学専攻 ア 博士前期課程、イ 博士後期課程、3 看護学研究科 (1) 看護学専攻 ア 博士前期課程並びに4 情報科学研究科 (1) 情報システム専攻 ア 博士前期課程の規定は、令和6年度の入学者から適用し、令和6年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表第1（第5条第2項関係）

各研究科の専攻及び課程

研究科	専攻及び課程	
国際文化研究科	国際文化専攻	博士前期課程
		博士後期課程
国際文化研究科	日本文化専攻	博士前期課程
		博士後期課程
人間発達学研究科	人間発達学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
情報科学研究科	情報システム専攻	博士前期課程
	メディア情報専攻	
	システム科学専攻	
	情報科学専攻	博士後期課程



## 別表第2 (第6条関係)

## 入学定員及び収容定員

研究科名	専攻名		入学定員	収容定員
国際文化研究科	国際文化専攻	博士前期課程	10人	20人
		博士後期課程	3人	9人
	日本文化専攻	博士前期課程	5人	10人
		博士後期課程	2人	6人
人間発達学研究科	人間発達学専攻	博士前期課程	10人	20人
		博士後期課程	3人	9人
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	21人	42人
		博士後期課程	4人	12人
情報科学研究科	情報システム専攻	博士前期課程	10人	20人
	メディア情報専攻	博士前期課程	10人	20人
	システム科学専攻	博士前期課程	10人	20人
	情報科学専攻	博士後期課程	3人	9人
合計			91人	197人

別表第3(第24条第1項関係)

1 国際文化研究科  
 (1) 国際文化専攻  
 ア 博士前期課程

科目区分	授業科目	単位数	
共通基礎科目	国際文化研究基礎	2	
言語文化専門科目	現代英語学 研究	4	
	歴史英語学 研究	4	
	英語教育学 研究	2	
	中国語学 研究	4	
	言語学・諸言語 研究	4	
	英語表現演習	4	
	コミュニテイ通訳 翻訳演習	4	
	コミュニテイ通訳 研究	4	
	言語特別 研究	4	
	イギリス文学・文化 研究	4	
	アメリカ文学・文化 研究	4	
	中国文学・文化 研究	4	
	諸地域文学・文化 研究	4	
	翻訳演習(英・日)	4	
文学文化特別 研究	4		
社会文化専門科目	英米政治経済 研究	4	
	ヨーロッパ政治経済 研究	4	
	中国政治経済 研究	4	
	国際関係論 研究	4	
	国際社会特別 研究	4	
	英米歴史社会 研究	4	
	ヨーロッパ歴史社会 研究	4	
	アジア歴史社会 研究	4	
	中南米・新興国地域 研究	4	
	比較地域 研究	4	
	文化人類学 研究	4	
	地域社会特別 研究	4	
	共通関連科目	多文化共生論	2
		公益通訳と社会資源	2
文化理論 研究		4	
日本語教育学 研究		2	
国際コミュニケーション		4	
多言語多文化実務論		4	
コミュニテイ通訳 実習		2	
国際文化特殊 研究		8	
海外大学院修得科目	4		
研究指導科目	国際文化特殊演習	4	
	国際文化 研究	4	
30単位以上(国際文化研究基礎2単位、2専門科目、共通関連科目、国際文化特殊演習、他専攻2専門科目から24単位(※1)(※2)、自専攻の他専門科目から4単位を含む。)を修得し、それに国際文化研究4単位を加えた34単位以上を修得しなければならない。			
※1 自身の所属する研究分野からの4単位を含む ※2 他専攻2専門科目からは、4単位を限度とする			

別表第3(第24条第1項関係)

イ 博士後期課程

科目区分	科目群	授業科目	単位数
特殊 目講義 科	言語文化研究	言語文化研究特講Ⅰ	8
		言語文化研究特講Ⅱ	8
	社会文化研究	社会文化研究特講Ⅰ	8
		社会文化研究特講Ⅱ	8
共通関連研究	国際文化特講	4	
研究指導	国際文化特別研究	12	
履修方法 特殊講義科目から12単位以上を修得し、それに国際文化特別研究12単位を加えた24単位以上を修得しなければならない。			

別表第3(第24条第1項関係)

(2) 日本文化専攻  
ア 博士前期課程

科目区分		授業科目	単位数		
共通基礎科目		国際文化研究基礎	2		
言語文化専門科目	言語研究分野	日本語音韻・表記研究	4		
		日本語文法研究	4		
		日本語表現研究	4		
		言語特別研究	4		
	文学思想研究分野	日本古代文学研究	4		
		日本中世文学研究(韻文・思想)	4		
		日本中世文学研究(散文・伝承)	4		
		日本近世文学研究	4		
		日本近代文学研究	4		
		日本近現代文学研究	4		
		漢文学研究(文学・思想・史学)	4		
		文学思想特別研究	4		
	社会文化専門科目	歴史文化研究分野	比較文化史研究	4	
			前近代歴史社会研究	4	
近現代歴史社会研究			4		
比較考古学研究			4		
歴史文化特別研究			4		
地域文化研究分野		人文地理学研究	4		
		歴史地理学研究	4		
		比較法政治研究	4		
		現代社会研究	4		
		比較文化研究	4		
		地域文化特別研究	4		
		共通関連科目		多文化共生論	2
				公益通訳と社会資源	2
				文化理論研究	4
日本語教育研究	2				
国際コミュニケーション	4				
多言語多文化実務論	4				
コミュニテイ通訳実習	2				
国際文化特殊研究	8				
海外大学院修得科目	4				
研究指導		国際文化特殊演習	4		
		日本文化研究	4		
履修方法					
<p>30単位以上(国際文化研究基礎2単位、自身の所属する研究分野から4単位、同じ専門科目の他の研究分野から4単位、他の専門科目から4単位、自専攻の2専門科目、共通関連科目、国際文化特殊演習、他専攻の2専門科目(※)から16単位を含む。)を修得し、それに日本文化研究4単位を加えた34単位以上を修得しなければならない。</p> <p>※ 他専攻2専門科目からは、12単位を限度とする</p>					

別表第3(第24条第1項関係)

イ 博士後期課程

科目区分	科目群	授業科目	単位数
特殊 目講義 科	言語文化研究	語学文学研究特講Ⅰ	8
		語学文学研究特講Ⅱ	8
	社会文化研究	歴史地域研究特講Ⅰ	8
		歴史地域研究特講Ⅱ	8
共通関連研究	国際文化特講	4	
研究指導	日本文化特別研究	12	
履修方法			
特殊講義科目から12単位以上を修得し、それに日本文化特別研究12単位を加えた24単位以上を修得しなければならない。			

別表第3(第24条第1項関係)

2 人間発達学研究科  
 (1) 人間発達学専攻  
 ア 博士前期課程

科目区分		授業科目	単位数
基 幹 科 目	人間発達原論	学校経営論 特講	4
		教育史学 特講	4
		教育方法学 特講	4
		幼児教育学 特講	4
		児童文学論 特講	4
		発達心理学 特講	4
		臨床心理学 特講	4
		教育心理学 特講	4
		学校心理学 特講	4
		健康発達科学 特講	4
		健康運動学 特講	4
		地域社会学 特講	4
		多文化社会論 特講	4
		公共政策論 特講	4
	社会福祉政策論 特講	4	
	ソーシャルワーク論 特講	4	
	精神医療史 特講	4	
	人間発達支援論	特別支援教育 特講	4
		社会科教育論 特講	4
		理科教育論 特講	4
		音楽科教育論 特講	4
		美術科教育論 特講	4
		体育科教育論 特講	4
		発達援助学 特講	4
		地域福祉論 特講	4
		子ども家庭福祉論 特講	4
		障害者福祉論 特講	4
		医療福祉論 特講	4
精神保健福祉論 特講		4	
スクールソーシャルワーク 特講		4	
人間発達学方法論		2	
人間発達学研究法	2		
発達福祉学 特講	2		
人間発達学臨床	1		
研究指導	人間発達学 研究	4	
履修方法			
30単位以上(人間発達原論から4単位、人間発達支援論から4単位を含む)(※)を修得し、それに人間発達学研究4単位を加えた34単位以上を修得しなければならない。			
※ 人間発達臨床を除く			

別表第3(第24条第1項関係)

イ 博士後期課程

科目区分	授業科目	単位数
特殊講義科目	教育史学 研究 特講	4
	カリキュラム 研究 特講	4
	発達心理学 研究 特講	4
	教育心理学 研究 特講	4
	学校心理臨床 研究 特講	4
	健康発達科学 研究 特講	4
	地域社会学 研究 特講	4
	社会政策 研究 特講	4
	ソーシャルワーク 研究 特講	4
	精神医療史 研究 特講	4
	音楽教育 研究 特講	4
	保育援助学 研究 特講	4
保健福祉学 研究 特講	4	
研究指導	人間発達学 特別研究	12
履修方法 特殊講義科目から12単位以上を修得し、それに人間発達学特別研究12単位を加えた24単位以上を修得しなければならない。		

別表第3(第24条第1項関係)

3 看護学研究科  
 (1) 看護学専攻  
 ア 博士前期課程

科目区分		授業科目	単位数	
共通科目		看護理論	2	
		看護倫理	2	
		看護管理論	2	
		コンサルテーション	2	
		医療ポルトガル語	2	
		看護学研究方法概論	2	
		看護学質的研究法	2	
		多変量解析	2	
		調査研究法	2	
		臨床薬理学	2	
専門基礎科学	看護基礎科学	フィジカル・アセスメント	2	
		病態生理学	2	
		感染看護論	2	
		腫瘍病態学	2	
		ヒト分子遺伝学	2	
	基礎生体科学演習・実習・実験	6		
	基礎健康科学	基礎生体科学特別研究	8	
		運動生理学	2	
		家族社会学	2	
		疫学	2	
ヘルスプロモーション論		2		
専門総合看護学	基礎看護学	看護人間工学	2	
		基礎健康科学演習・実習・実験	6	
		基礎健康科学特別研究	8	
	看護教育学	基礎看護学特別論	2	
		看護援助・技術論	2	
		基礎看護学演習・実習・実験	6	
		基礎看護学特別研究	8	
	専門臨床看護学	看護管理学	看護教育学特別論	2
			看護教育学	2
			専門職教育論	2
看護教育学演習・実習・実験			6	
看護教育学特別研究			8	
成人慢性期看護学		看護経済・経営論	2	
		看護管理学演習・実習・実験	6	
		看護管理学特別研究	8	
		人的資源活用論	2	
		看護組織ダイナミックス論	2	
専門臨床看護学	成人慢性期看護学	人的資源管理実習	2	
		医療の質・安全管理実習	2	
		財務管理実習	2	
		看護管理学総合研究	4	
		成人慢性期看護学特別論	2	
		成人内科系疾病論	2	
		成人慢性期看護学演習・実習・実験	6	
		成人慢性期看護学特別研究	8	
		がん看護理論	2	
		がん看護援助論	2	
緩和ケア特別論	2			
緩和ケア方法論	2			
がんリハビリテーション方法論	2			
がん看護学導入実習	2			



専 門 科 目	臨 床 看 護 学	成人慢性期看護学	がん看護学展開実習	2
			がん診断・治療学実習	2
			がん緩和ケア・地域連携実習	2
			がん看護学統合実習	2
		成人急性期看護学	がん看護学総合研究	4
			成人急性期看護学特論	2
			術後侵襲論	2
			周術期がんリハビリテーション看護論	2
		小児看護学	成人急性期看護学演習・実習・実験	6
			成人急性期看護学特別研究	8
			小児看護学特論	2
			養育期家族アセスメント・援助論	2
			小児看護学演習・実習・実験	6
			小児看護学特別研究	8
			家族看護学特論	2
			家族と健康	2
			家族療法	2
			家族看護援助論	2
	家族看護学実践実習	4		
	広 域 看 護	地域・国際看護学	家族看護学機能別実習	4
			家族看護学総合実習	2
			家族看護学総合研究	4
			地域看護学特論	2
			国際看護学特論	2
			在宅ケア論	2
			老年保健福祉政策論	2
			精神保健医療システム論	2
			地域・国際看護学演習・実習・実験	6
			地域・国際看護学特別研究	8
			公衆衛生看護学特論	2
			対象別保健指導論	2
			特定集団支援論	2
			保健指導技術演習	2
	コミュニティ・アセスメント演習	2		
	公衆衛生看護管理論	2		
	保健医療福祉行政論	2		
	公共保健政策論	2		
	応用疫学	2		
	公衆衛生看護学実習	3		
	継続事例支援実習	1		
	特定集団支援実習	1		
	公衆衛生看護管理実習	3		
公衆衛生看護学総合研究	4			
学	老年看護学	老年看護学特論	2	
		老年看護学医学生特論	2	
		老年看護学演習・実習・実験	6	
		老年看護学特別研究	8	
		高齢者生活評価論	2	
		老年看護学家族関係論	2	
		在宅老年看護援助論	2	
		認知症高齢者援助論	2	
		老年看護学高度実践実習	4	
		在宅老年看護学実習	2	
老年看護学統合実習	4			
老年看護学総合研究	4			
学	精神看護学	精神看護学特論	2	
		カウンセリング論	2	
		精神看護学演習・実習・実験	6	
		精神看護学特別研究	8	
		臨床精神看護学特論	2	
		精神健康評価論	2	
		精神看護援助論	2	
		臨床精神医学	2	
		精神薬理学	2	
		心理・社会的療法	2	
		急性期精神看護論	2	
		地域精神看護論	2	
		精神看護学治療技術実習	2	
		精神看護学導入実習	2	
精神看護学直接ケア実習	4			

専 門 科 目	広 域 看 護 学	精 神 看 護 学	急性期精神看護学実習	2
			地域精神看護学実習	2
			精神看護学統合実習	1
			精神看護学総合研究	4
	ウ イ メ ン ズ ヘ ル ス ・ 助 産 学	ウイメンズヘルス・ 助産学	ウイメンズヘルス特論	2
			周産期ケア特論	2
			ウイメンズヘルス演習・実習・実験	6
			ウイメンズヘルス特別研究	8
			ウイメンズヘルス教育論	2
			ウイメンズヘルスマネジメント論	2
			周産期ケア実習	2
			ウイメンズヘルス高度実践実習	2
			ウイメンズヘルスマネジメント実習	2
			ウイメンズヘルス総合研究	4
			ライフサイクル助産論	2
			周産期医学特論	2
			乳幼児支援特論	2
			妊娠期助産論	2
			分娩期助産論	2
			分娩期助産論演習	2
母子保健管理特論	2			
ハイリスク助産管理論	1			
産褥期助産論	2			
助産学実習	5			
助産学総合実習	4			
継続事例実習	2			
ハイリスク助産管理実習	2			
履修方法				
1 32単位以上(共通科目から8単位、専門科目から24単位を含む。)を修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。				
2 専門科目は、基礎生体科学、基礎健康科学、基礎看護学、看護教育学、看護管理学、成人慢性期看護学、成人急性期看護学、小児看護学、地域・国際看護学、老年看護学、精神看護学又はウイメンズヘルス・助産学の研究分野のうち研究指導を受ける研究分野の授業科目から18単位以上、他の研究分野の授業科目から6単位以上修得しなければならない。各コースの履修方法の詳細は看護学研究科履修規程に定める。				
3 ウイメンズヘルス・助産学研究分野を選択し、助産師国家試験受験資格を得ようとする者は、所定の科目62単位を修得しなければならない。				
4 地域・国際看護学研究分野を選択し、保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、所定の科目62単位を修得しなければならない。				

別表第3(第24条第1項関係)

イ 博士後期課程

科目区分		授業科目	単位数
看護学分野	共通科目	システム理論	2
		行動理論	2
		看護ケア基礎科学	2
	専門科目	臨床ケアシステム特論	2
		家族ケアシステム特論	2
		周産期ケアシステム特論	2
		高齢者ケアシステム特論	2
		コミュニティケアシステム特論	2
		看護技術教育学特論	2
		看護管理学特論	2
	演習科目	看護学演習	2
特別研究	博士後期課程特別研究	6	
履修方法			
14単位以上(共通科目から2単位、専門科目から主とする科目2単位、副とする科目2単位、演習科目から看護学演習2単位、特別研究から博士後期課程特別研究6単位を含む。)を修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。			

別表第3(第24条第1項関係)

4 情報科学研究科  
 (1) 情報システム専攻  
 ア 博士前期課程

科目区分		授業科目	単位数
専門科目	共通科目	離散数学特論	2
		システム設計・評価特論	2
		分散協調アルゴリズム特論	2
		知的通信システム特論	2
		計算機アーキテクチャ特論	2
		ソフトウェア工学特論	2
		共同研究プロジェクト	2
	専攻科目	数値線形代数特論	2
		ソフトウェアアーキテクチャ	2
		正当性検証と妥当性確認	2
		確率統計解析特論	2
		通信システム構成特論	2
		ネットワークシステム特論	2
		ネットワークセキュリティ特論	2
ソフトウェア工学実践	2		
関連科目	機械学習特論	2	
	情報システム特論	2	
	メディア情報特論	2	
	システム科学特論	2	
	情報科学特論	2	
	知的情報メディア特論	2	
	モデルベース制御特論	2	
	状況理解特論	2	
組込みソフトウェア特論	2		
演習科目	情報科学演習Ⅰ	2	
	情報科学演習Ⅱ	2	
	情報科学演習Ⅲ	2	
特別研究	情報科学特別研究	8	
履修方法			
34単位以上(共通科目から4単位、専攻科目から8単位を含む専門科目から16単位、関連科目から4単位、演習科目6単位、特別研究8単位を含む。)を修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。			

別表第3(第24条第1項関係)

(2) メディア情報専攻  
ア 博士前期課程

科目区分		授業科目	単位数
専門科目	共通科目	離散数学特論	2
		システム設計・評価特論	2
		分散協調アルゴリズム特論	2
		知的通信システム特論	2
		計算機アーキテクチャ特論	2
		ソフトウェア工学特論	2
		共同研究プロジェクト	2
	専攻科目	生体センシング特論	2
		視覚情報特論	2
		音響情報特論	2
		認知情報特論	2
		離散事象システム特論	2
		情報教育システム特論	2
		情報システム特論	2
関連科目	メディア情報特論	2	
	システム科学特論	2	
	情報科学特論	2	
	高信頼情報システム特論	2	
	地域情報システム特論	2	
	知的情報メディア特論	2	
	状況理解特論	2	
	情報科学演習Ⅰ	2	
情報科学演習Ⅱ	2		
情報科学演習Ⅲ	2		
特別研究	情報科学特別研究	8	
履修方法			
34単位以上(共通科目から4単位、専攻科目から8単位を含む専門科目から16単位、関連科目から4単位、演習科目6単位、特別研究8単位を含む。)を修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。			

別表第3(第24条第1項関係)

(3) システム科学専攻  
ア 博士前期課程

科目区分		授業科目	単位数
専門科目	共通科目	離散数学特論	2
		システム設計・評価特論	2
		分散協調アルゴリズム特論	2
		知的通信システム特論	2
		計算機アーキテクチャ特論	2
		ソフトウェア工学特論	2
		共同研究プロジェクト	2
	専攻科目	複雑系シミュレーション特論	2
		神経情報特論	2
		医用情報特論	2
		応用数値解析特論	2
		組込みシステム特論	2
		地域環境解析特論	2
		生体機能特論	2
関連科目	情報システム特論	2	
	メディア情報特論	2	
	システム科学特論	2	
	情報科学特論	2	
	高信頼情報システム特論	2	
	地域情報システム特論	2	
	モデルベース制御特論	2	
	組込みソフトウェア特論	2	
演習科目	情報科学演習Ⅰ	2	
	情報科学演習Ⅱ	2	
	情報科学演習Ⅲ	2	
特別研究	情報科学特別研究	8	
履修方法			
34単位以上(共通科目から4単位、専攻科目から8単位を含む専門科目から16単位、関連科目から4単位、演習科目6単位、特別研究8単位を含む。)を修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。			

別表第3(第24条第1項関係)

(4) 情報科学専攻  
ア 博士後期課程

科目区分		授業科目	単位数
専門科目	情報システム	システム研究	2
		ネットワーク研究	2
	メディア情報	信号処理研究	2
		記号処理研究	2
	システム科学	シミュレーション研究	2
センシング研究		2	
関連科目		情報システム研究	2
		メディア情報研究	2
		システム科学研究	2
		情報科学研究	2
共通科目		共同研究プロジェクトⅠ	2
		共同研究プロジェクトⅡ	2
特別研究	情報科学後期特別研究	8	
履修方法			
12単位以上(専攻の専門科目から2単位、関連科目及び共通科目から2単位、特別研究8単位を含む。)を修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。			